

令和5年11月15日  
北沢総合支所  
保健福祉センター  
健康づくり課

自転車事故の発生について

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和5年10月12日(木) 午前9時15分頃(天気:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区代田三丁目41番先 梅丘通り路上
- (3) 相手方 乙 ( [REDACTED] )
- (4) 事故内容

世田谷区(以下「甲」という。)北沢保健福祉センター健康づくり課職員が、業務上の訪問のため電動アシスト付自転車を運転して、代田三丁目41番先の梅丘通りを横切る際に、環状七号線を左折進入してきた車両と衝突した。

損傷の程度 甲 人身:下顎裂傷(6針縫合、全治1週間)

脳しんとう、右足打撲

物損:電動アシスト付自転車本体の変形及び電動機器の破損による全壊

乙 人身:なし

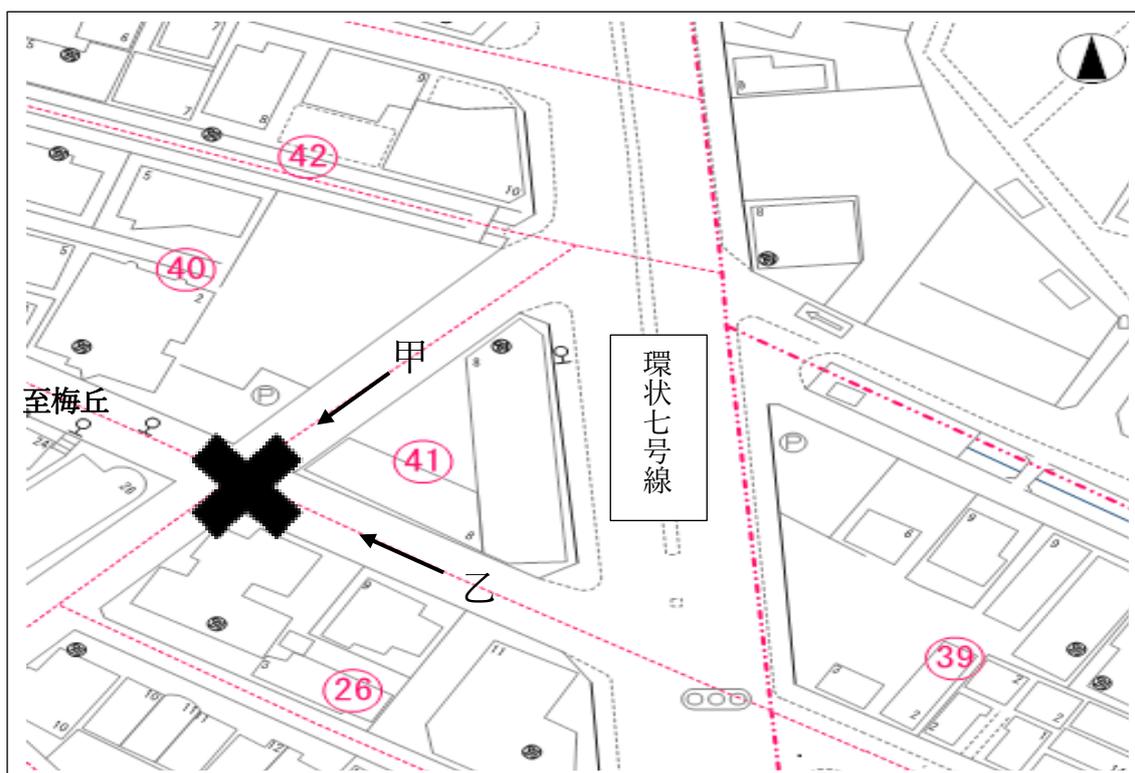
物損:右フロントガラスの破損、右側ヘッドランプカバーの破損及び自転車との衝突で生じた凹み

2 事後の対応

- (1) 事故現場にて北沢警察署立会いのもと、事故内容と物損状況の確認を行った。現在、相手方とは誠意を持って示談交渉にあたっている。
- (2) 本事故を踏まえて、停止、発進の際には周辺及び車両に十分に注意を払い、安全確認を怠ることのないように当該職員を指導するとともに、課内

に周知した。今後も事故防止に向けて継続的に交通安全講習会を受講する等、安全運転の啓発を行っていく。

### 位置図



### 現場説明図

